

7 スケジュール（審査結果通知）（支給）

◎ 注意！申込日によって支給時期、対象学期等が異なります

- 審査結果は郵送にて通知
- 認定者は令和7年5月末まで口座を解約しないこと
- 下記の表は予定です。審査が保留になった場合、支給時期が遅れます（書類の不備不足や所得不明など）

申 込 期 間	支給の対象学期	審査結果の通知時期	支給時期【1回目】	支給時期【2回目】
5/30～6/14	1・2・3学期	7月末	8月末(1学期分)	2月末(2・3学期分)
6/15～7/20	1・2・3学期	8月末	10月末(1学期分)	2月末(2・3学期分)
7/21～8/24	1・2・3学期	9月末	10月末(1学期分)	2月末(2・3学期分)
8/25～9/20	2・3学期	10月末	2月末(2・3学期分)	
9/21～10/20	2・3学期	11月末	2月末(2・3学期分)	
10/21～11/30	2・3学期	12月末	2月末(2・3学期分)	
12/1～12/31	2・3学期	1月末	2月末(2・3学期分)	
1/1～1/31	3学期	2月末	3月末(3学期分)	
2/1～2/28	3学期	3月末	4月末(3学期分)	

8 医療券について（豊中市立学校のお子さま）

- 令和6年度就学援助認定の児童生徒が対象
- 通常、医療機関を受診する際は、窓口で総医療費の3割を負担しますが、下記の病名の場合、学務保健課発行の医療券を医療機関へ提出すれば無料で受診できます。

※「子ども医療証」・「ひとり親家庭医療証」との併用はできません。
※豊中市立学校の在籍者のみ使用できます。

【対象疾患】トラコーマ・結膜炎・白せん（水虫）・かいせん・膿かしん（とびひ）・中耳炎・慢性副鼻腔炎（ちくのう）・アデノイド（咽頭扁桃増殖症）・う歯（むし歯）・寄生虫病

9 よくある質問

Q. 令和5年分（2023年分）の所得申告をしたかわかりません

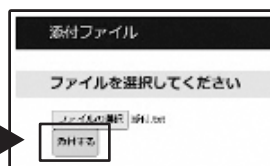
A. 市民税課（市役所第一庁舎2階・6858-2131）までお問合せください。

重要！令和5年分所得が確認できない場合は審査ができません

Q. 画像の添付ができません

A. 次の3点をご確認ください

- 1.画像を選択した後、「添付する」ボタンを必ず押してください。
- 2.電子申込を始める前に写真などを準備しましたか？
- 3.Android（アンドロイド）端末の方はGoogle Chrome（グーグルクローム）からアクセスしましたか？



豊中市教育委員会事務局 学務保健課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話：06-6858-2553

～保護者のみなさまへ～

令和6年度（2024年度）

就学援助制度の電子申込受付を開始

教育委員会では、お子さまが小学校、中学校または義務教育学校へ就学するために必要な費用の援助を行っています。この制度の利用を希望される方は、このプリントをよくお読みのうえ、お申し込みください。

**この制度は毎年度の申込みが必要です！
昨年度支給を受けた方も必ずお申し込みください。**

1 申込受付

◎ 受付期間：令和6年（2024年）5月30日（木）～令和7年（2025年）2月28日（金）

◎ 申込方法：電子申込による ※来庁不要で24時間申込み可能 ※来庁されても電子申込が必要

2 支給対象者

◎ 下記(●)のすべてに該当する世帯

- お子さまが下記(●)のいずれかに該当する保護者
 - ・豊中市立学校に在籍
 - ・本市区域内に住所を有し、私立、国立、府県立、朝鮮学校に在籍（特別支援学校を除く）
- 令和5年中（1月～12月）の合計所得が認定基準額以下
- 生活保護法による教育扶助を受けていない
- お子さまが児童養護施設に入所していない

市ホームページ



3 所得等の審査

◎ 令和5年（2023年）中の世帯の所得による審査があります。

- 対象のお子さまと同一世帯に住民登録（住民票に記載）がある世帯員全員※の所得が市で定める基準額以下の場合に認定。

※対象のお子さまの父母は、単身赴任などで住所が別でも同一世帯とみなし、審査対象の所得に含む。

世帯人数	所得認定基準額	ひとり親加算	障害者加算
2人	2,434,400円	基準額+30万円	基準額+45万円（手帳保持人数1人につき） ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳
3人	2,734,400円		
4人	3,034,400円		

以降、世帯人数が1人増えるごとに30万円ずつ加算

◎ 所得等の申告 ※申告手続きや申告状況の確認については市民税課（市役所第一庁舎2階・6858-2131）まで

- 必ず令和5年分（2023年分）の所得の申告を済ませてください！（審査ができません）
- 所得申告の際は以下の点に注意
 - 子どもや配偶者など扶養親族がいる…扶養親族の記入
 - ひとり親世帯…申告書の該当欄に☑
 - 給与収入が55万円以下…給与所得金額は0円となるが、申告は必要
 - 16歳以上（扶養に入っている場合を除く）…無収入や学生でも申告は必要

4 申込みに必要なもの

◎ 必要なもの【下記の画像データ(写真/PDFなど)を添付】

- ① 保護者名義の振込先がわかるもの（預金通帳など）
- ② その他、下記にあてはまる場合は、別途書類

対 象 者	添 付 書 類
令和6年1月1日時点で、 他市にお住まい だった場合 ※書類の年度を今一度ご確認ください！	下記のいずれか ・市区町村発行の 令和6年度(2024年度) 課税証明書 ・ 令和6年度(2024年度) 住民税の課税明細書 ・ 令和6年度(2024年度) 住民税特別徴収税額の通知書
令和5年1月以降に主たる生計者が 失業 し、 申込時点でも失業中の場合	下記のいずれか ・雇用保険受給資格者証 ・離職票 ・廃業届
ひとり親世帯 の場合	【令和5年分所得の年末調整等で、ひとり親控除または寡婦控除を受けていない場合】 下記のいずれか ・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭医療 医療証 ・戸籍謄本 ・離婚調停中であること(離婚調停が終了したこと)を確認できる調書
同一世帯に 身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方がいる場合	手帳
令和5年1月以降に 生活保護の適用が廃止 となった場合	保護決定通知書
令和5年1月以降に火災等の災害で家屋が全半壊・全半焼・ 流出・床上浸水のいずれかの被害にあわれた場合	り災証明書

5 申込方法

- 1.必要書類の画像データを準備する
(「④申込みに必要なもの」参照)
- 2.右のQRコードから電子申込システムへ
(豊中市ホームページ「就学援助」からもアクセス可)
- 3.利用者ログイン
(利用者登録をしていない場合：メールアドレスを入力)
- 4.表示される設問に回答
(利用者登録をしていない場合：URL付きのメールが届く)
- 5.完了メールが届く

豊中市電子申込システム
令和6年度就学援助費受給申込



メールが届かない方

☒ 迷惑メール対策等を行っている場合には、「@apply.e-tumo.jp」ドメインを許可する設定を行ってください

Android(アンドロイド)端末を使用する方へ | 画像データを添付できない可能性があります！

1. 画像データを事前に準備すること(カメラ機能で撮影等)
2. 「chrome」ブラウザより市ホームページ「就学援助」ページへ
3. 電子申込システムへのリンクから手続き

6 年間支給予定額

豊中市立学校のお子さま

豊中版教育無償化により、学用品費、修学旅行費、林間・臨海学舎費の負担は発生しません。
このため、これらの費目における就学援助での支給はありません。



	学用品費	新入学児童生徒学用品費	学校給食費	医療費	修学旅行費 林間・臨海学舎費
小1 (義1)		63,100円 ・事前支給を受けている場合は対象外 ・2学期以降に申請の場合は対象外 ・1回目に支給予定	実食分	「⑧医療券 について(豊 中市立学校 のお子さま)」 (p4)を ご参照くだ さい	
小2～5 (義2～5)					
小6 (義6)		79,500円 ・3学期に在籍がない場合は対象外 ・2回目に支給予定			
中1 (義7)		79,500円 ・小6時に支給を受けている場合は対象外 ・2学期以降に申請の場合は対象外 ・1回目に支給予定			
中2～3 (義8～9)					

※ 必ずしも一度に全額が支給されるわけではありません
※ 支給時期は「⑦スケジュール」(p4)をご参照ください
※ 庄内さくら学園5年生はステージ移行費30,000円を支給(2学期以降の申請の場合は対象外)(1回目に支給予定)

私立・国立・府県立・朝鮮学校のお子さま

	学用品費	新入学児童生徒学用品費	学校給食費	医療費	修学旅行費 林間・臨海学舎費
小1 (義1)	13,230円	63,100円 ・事前支給を受けている場合は対象外 ・2学期以降に申請の場合は対象外 ・1回目に支給予定			上限額の範囲内で 実費を支給 (※1、※2) ・不参加は対象外 ・実施学期に申請 がない場合は 対象外
小2～5 (義2～5)		15,500円			
小6 (義6)		15,500円 79,500円 ・3学期に在籍がない場合は対象外 ・2回目に支給予定			
中1 (義7)		25,040円 79,500円 ・小6時に支給を受けている場合は対象外 ・2学期以降に申請の場合は対象外 ・1回目に支給予定			
中2～3 (義8～9)		27,310円			

※1 修学旅行費は、小学生および義務教育学校1～6年生には24,000円、中学生および義務教育学校7～9年生には60,910円を
上限に、参加者に対し実費額を支給
※2 林間・臨海学舎費は、小学生および義務教育学校1～6年生には3,690円、中学生および義務教育学校7～9年生には6,210円
を上限に、参加者に対し実費額を支給
※ 必ずしも一度に全額が支給されるわけではありません
※ 支給時期は「⑦スケジュール」(p4)をご参照ください